

第 7 1 号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 1 3 条第 1 項及び第 1 8 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。